

平成22年5月21日

株主の皆様へ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
丸の内三井ビル
シティユーワ法律事務所
株式会社エフオーアイ
保全管理人弁護士 松田耕治

本日、株式会社エフオーアイ（以下「債務者」といいます。）は、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てをし、それに基づき同裁判所より保全管理命令を受け（東京地方裁判所平成22年（フ）第8700号）、当職が保全管理人に選任されましたので、その旨お知らせいたします。

債務者は、平成21年11月20日に東証マザーズに上場しましたが、上場申請時に提出した有価証券届出書に売上高を過大に計上するなどした虚偽の決算情報を記載し、100億円規模の粉飾決算があったとして、平成22年5月18日に東京証券取引所より整理銘柄に指定され、同年6月19日に上場廃止となることが決定しました。そして、債務者は、当該事実の発覚により取引金融機関から預金債権を凍結されたことや、実態は大幅な債務超過であることから事業の継続が困難となり、破産手続開始の申立てに至りました。

本来、株主は債権者に劣後する立場にありますが、本件は債務者が上場時に提出した有価証券届出書の重要な事項について虚偽の記載をしたことが明白な事案ですので、金融商品取引法に基づき債務者に対して損害賠償請求権を有する株主にも同請求権の債権届出を認め、破産債権者としての権利行使を認める方針です。債権届出書は破産手続開始決定時に同決定通知書とともに裁判所から送付されます。

債権届出書提出の詳細につきましては、破産手続開始決定後に改めてホームページでご連絡する予定です。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いたします。

以上